

法人の県民税・法人の市町村民税

この税は、県内に事務所や事業所などを持っている法人などに課税されるものです。
法人についても「県民税」と「市町村民税」とがあり、これらをあわせて「法人住民税」といわれます。

◆納める人

- ・県内に事務所(事業所)がある法人・・・・・・・・・・・・・・・・均等割と法人税割
 - ・県内に事務所(事業所)はないが、寮、宿泊所、クラブなどを持っている法人・・・・・・・・均等割
 - ・県内に事務所(事業所)や寮などがある、法人でない社団又は財団で収益事業を行っているもの・・均等割と法人税割
- ※「均等割」とは、所得金額の多少にかかわらず、一定の税額を納めるものです。
※「法人税割」とは、国に納める法人税の額を基礎に税額を計算して納めるものです。

◎県内に事務所等を設置したときは、県税事務所及び市町村に申告する必要があります。
「法人設立等申告書」は、県分は県税事務所のほか、奈良県ホームページ <http://www.pref.nara.jp/>の申請書ダウンロードサービスにより入手することができます。市町村分については、各市町村にお問い合わせ下さい。

◆納める額

(1) 均等割

法人等の区分		税率	
資本金等の額	市町村内の 従業者数	県民税(年額) (森林環境税を含む)	市町村民税(年額)
50億円超	50人超	840,000円	3,000,000円
	50人以下		410,000円
10億円超 50億円以下	50人超	567,000円	1,750,000円
	50人以下		410,000円
1億円超 10億円以下	50人超	136,500円	400,000円
	50人以下		160,000円
1千万円超 1億円以下	50人超	52,500円	150,000円
	50人以下		130,000円
1千万円以下	50人超	21,000円	120,000円
	50人以下		50,000円
上記以外の法人等		21,000円	50,000円

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度分から、森林環境税として県民税均等割に5%の超過課税を実施しています。

※「資本金等の額」とは、法人税法施行令第8条に規定する額です。

(2) 法人税割

法人等の区分	県民税（税率）	市町村民税（税率）
下記以外の法人	法人税額の5.8%	法人税額の 12.3%～14.7% (各市町村の条例で定めら れています)
資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の法人	法人税額の5%	

◆申告と納税

「法人の県民税」については県税事務所に、「法人の市町村民税」については各市町村に、それぞれ定められた期日までに、法人が税額を計算し申告書を提出、あわせてその税額を納付することになっています。

申告の種類により、納める税額や申告の期限は次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1. 中間申告 事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人	(1) 予定申告	前事業年度の 法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から2 月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額×税率+均等割額	
2. 確定申告		(法人税額×税率+均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から 2月以内
3. 修正申告	(1) 申告した住民税額に不足額があったとき	(法人税額×税率+均等割額) - 既納付額	すみやかに
	(2) 法人税について修正申告をしたとき又は更正を受けたとき		法人税額を納付すべき日

※清算中の法人、解散法人、合併法人については特別の規定があります。

※2以上の都道府県、市町村に事務所・事業所がある法人の法人税割額は、関係都道府県、市町村ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

※公共法人・公益法人等で均等割のみを課税される法人等は、毎年4月30日までに均等割額を申告し、納めることになっています。